

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第9号

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を次のように改正する。

非常勤職員の表中

「
| 京都市立〇〇学校（全日制）（定時制）（本校）（分校）事務職員（非常勤） |
」

を

「
| 京都市立〇〇学校（全日制）（定時制）（本校）（分校）事務職員（非常勤） |
| 京都市立〇〇学校（全日制）（定時制）部活動指導員 |
」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)